

島本町立歴史文化資料館等利活用基本計画策定業務 仕様書

第1章 総則

1. 業務名称

島本町立歴史文化資料館等利活用基本計画策定業務

2. 業務の目的

島本町立歴史文化資料館は、史跡桜井駅跡の記念館（麗天館）として昭和16年に建設された。本資料館は、JR島本駅前という好立地に位置しており、また、国の登録有形文化財であることから、町内全域の地域活性化を目的として、近くの史跡桜井駅跡史跡公園も含め、施設のさらなる活用が期待されている。また、現在の資料館は空調機能が整っておらず、耐火性・気密性の低い木造建築である。そのため、文化財の保存施設としては課題があるほか、展示内容の制限、来館者の体調への配慮など展示施設としても課題があることから、建築物自体は保全しつつ、文化財の保全・展示については、より適切な施設への移設について検討を進めていく必要がある。

また、検討にあたっては、令和6年度実施予定の島本町立歴史文化資料館の耐震診断結果等を反映し、国の登録有形文化財としての価値を損なわないよう取り組むことが求められる。本業務の内容を踏まえ、登録有形文化財の活用に係る国等の各種補助事業の活用も見据える必要がある。

これらのことを踏まえ、本資料館及び史跡桜井駅跡史跡公園の今後のさらなる活用促進にむけて、どのような手法により、どのような機能を有する施設になることがよいのか、それらを実現させるために、建物の改修等はどのような手法を選択するのがよいかを調査研究し、具体的に施設を活用する民間事業者の意見を広く集めたうえで、利活用基本計画の策定を行う。

3. 履行期間

履行期間：契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務計画

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し委託者に提出しなければならない。業務計画書に基づき、業務内容の詳細及び業務スケジュールについて協議を行う。

第2章 業務概要

5. 業務概要

業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 前提条件の整理
- (2) 島本町立歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡史跡公園の現況整理
- (3) マーケットサウンディングの実施
- (4) 整備方針の検討
- (5) 導入機能及び施設改修方針の検討
- (6) モデルプランの作成
- (7) 事業計画の検討
- (8) 概算事業費の算定
- (9) 各種関係会議等の運営支援
- (10) 成果品等の提出

第3章 業務内容

6. 業務内容

業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 前提条件の整理
 - ・総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画及び関連計画について整理する。
 - ・関係法令及び条例等について整理する。
 - ・本町の中心市街地及び JR 島本駅周辺における現況（人口世帯数、土地利用状況、施設分布状況、道路交通状況等）について整理する。
 - ・「島本町立歴史文化資料館の保全・活用に関する課題整理と今後の方向性について一駅周辺におけるまちの魅力づくり」（令和6年2月）及び「島本町立歴史文化資料館の利活用及び JR 島本駅東側周辺の魅力づくりに関するアンケート調査結果」（令和6年4月）をはじめ、委託者の現況及び対象施設の立地特性等を踏まえ、参考となる事例を収集し整理、分析を行う。また、対象施設において留意すべき事項等を考慮の上、実現可能性を検討し、必要に応じて参考となる事例のヒアリングや視察を行う。
 - ・本業務は令和6年度中に業務完了とする。

(2) 島本町立歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡史跡公園の現況整理

- ・施設の概要（位置、面積、構造、階数、用途等）や歴史について整理する。
- ・施設の状況（平面特性、立面特性、老朽化等）の状況について整理する。
- ・施設の利用状況（来館者数、来館者属性、運営内容、利用団体等）について整理する。
- ・本業務は令和6年度中に業務完了とする。

(3) マーケットサウンディングの実施

- ・施設の利活用に対する公民連携手法の導入にあたり、アイデア及び事業への参画可能性を把握するため、民間事業者に対してヒアリング調査を実施する。ヒアリング実施の際に、民間事業者等からの意向（参画意欲、利活用方法や条件、事業スキーム、事業スケジュール、課題等）を確認すること。
- ・本計画の目的や理念の共有を図るとともに、運営や活動を通じた参画可能性を把握するため、施設利活用に関係する住民団体等に対してヒアリング調査を実施する。
- ・本業務は令和6年度中に業務完了とする。

(4) 整備方針の検討

- ・前提条件及び施設現況の整理や、マーケットサウンディング、耐震診断結果等を通じて、課題の抽出を行う。
- ・本町のまちづくりの方向性をふまえ、課題解決に向けた整備方針を検討する。

(5) 導入機能及び施設改修方針の検討

- ・耐震診断結果等を踏まえ、利活用に向けた導入機能について検討する。
- ・国の登録有形文化財及び史跡としての価値を保全するとともに、歴史的風致の向上をめざし、構造補強や老朽化部材の更新を実現できる建築物の改修方針を検討する。
- ・検討にあたっては、町の財政負担がなるべく小さくなることを念頭におくこと。

(6) モデルプランの作成

- ・導入機能及び施設改修方針に基づく、本施設の利活用に向けたモデルプランを作成する。

(7) 事業計画の検討

- ・公民連携の導入手法を整理するとともに、導入可能性及び導入範囲を検討する。
- ・これまでの検討をふまえ、最適な事業スキーム及び事業スケジュールを構築する。
- ・事業化に向けた留意点や検討事項等を抽出する。（制度面の見直しの必要性も含む。）

(8) 概算事業費の算定

- ・本施設の利活用に要する、調査設計監理費、工事費、維持管理運営費等により構成される概算事業

費を算定する。

(9) 各種関係会議等の運営支援

- ・本計画の策定にあたり、関係する会議等の運営を支援し、必要な意見を収集する。
- ・必要に応じて、利活用基本計画の策定に向けた会議等の運営支援（資料作成、会議の出席、記録作成、コーディネート等）を行う。

(10) 成果品等の提出

受託者は、業務内容にかかる以下の成果品を提出すること。なお、納品時期等の詳細については、委託者との協議により決定する。受託者から引渡しを受けた成果品の管理及び権利の帰属はすべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

なお、マーケットサウンディングなど本業務で行った調査により得られたデータについても、委託者に提出すること。

- ① 島本町立歴史文化資料館等利活用基本計画
- ② 各種会議・打ち合わせ議事録
- ③ 各種方針及びモデルプラン等の策定物